

## JAB RL200 : 2018 (8月10日パブコメ版の案) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○ : 採用、△ : 修正等、× : 不採用)
1	平井昭司	全体		G	<p>本規定は、ラボラトリ（3.13 の条項に従うと試験活動を行う機関と校正活動を行う機関とサンプリング活動を行う機関に限定）が認定を受けるための手順及び権利と義務について定めたところかと思えます。その基本は、JIS Q 17011:2018 に基づいているのがわかりますが、この規格では、JIS Q 17025:2018 に示されている機関以外の認定を行うことに対しての要求事項が示されています。そのため、特段その機関を定めず、申請機関あるいは認定される機関等の語句によって記述されています。</p> <p>しかし、本規定ではラボラトリに特化した規定であるので、申請機関あるいは認定された機関等の語句は、全てラボラトリに置き換えて記述したほうがふさわしいです。</p> <p>ちなみに、本文中ではこれらが混在して書かれています。</p> <p>また、ラボラトリ活動をする場所をラボラトリの場所と規定しているのに、機関の語句を使用するのは、規定全体に対しての整合性が取れていません。</p>		○
2	平井昭司	2.2 引 用規格 2.3 関 連文書			<p>ISO/IEC Guide 99 及び ISO 15195:2003 並びに ILAC-G21:09/2012 については英語表示になっているのに、ISO/IEC 17025:2005 及び ISO/IEC 17025:2018 が英語表示になっていないのは整合性が成り立たない。</p> <p>JIS が日本語表示であるので、その他は、英語表示にするのがよい。</p>		○
3	(株)アイピー エス 品質管 理課	1, 3.8, 他	4 1	E	<p>1 項の適用範囲で、「以下総称して機関という。」の定義を削除しているため、文章内で使用している「機関」という表現への対応が必要となっ</p>	<p>文章内の該当する「機関」を「ラボラトリ」に変える、もしくは「以下総称として機関という。」の定義を削</p>	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
		全体を通して複数あり			ています。	除しない。	
4	(株)アイピーエス 品質管理課	2.2 f)	備考	E	17025 の引用規格は旧版と新版が列記されています。 参考条項【】内は新版の条項ですが、それに関する説明が特に記載されていません。	2.2 項 f)の補足に、「本文中の 4 項以降の規定に対応する上記引用規格の条項番号は、特に断りのない限り、最新版の条項番号を表す。」というような記載があっても良いと思います。	○ 2.2 項の備考に「本文中の JIS Q 17025 の条項番号は 2018 年版のもの」と追記しました。
5	(株)アイピーエス 品質管理課	3.12	2	E	項目は試験所間比較ですが、参考【JIS Q 17025 3.4】は試験所内比較の項番です。	【JIS Q 17025 3.3】に修正する。	○
6	(株)アイピーエス 品質管理課	4.3	2	E	3.9 項 a)~c)は誤記だと思います。	3.10 項 a)~c)へ修正する。	○
7	(株)アイピーエス 品質管理課	5.1.2.1.3 b)	3	T	ISO/IEC 17025:2017 版になって、ラボラトリに対する設備保有要求が削除されました。 2017 年版では利用可能な設備となっているので、使用する設備は保有、客先所管、レンタルといったものが適用できると解釈できます。 新版での緩和を受け、現状の設備の仕様による認定証への試験制限付帯の削除をご検討いただきたいと思います。	「例えば規格の全てをカバーする設備を所有していない」を削除する。 設備制限に関わる認定情報への付帯事項の記載を不要とする。 設備制限に伴う実施可否の確認は、ラボラトリと顧客との間の対応(例えば契約確認の段階)で良いと思います。	△ 「所有していない」を「利用可能でない」に変更しました。利用可能か否かは、試験立ち合い又は試験記録で判断させていただきます。
8	(株)アイピー	5.9.2.4	項番	E	23 ページの 5.9.2.4 の項番は誤記だと思います	5.8.2.4 へ修正する。	○

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
	エス 品質管理課				す。		
9	(株)アイピー エス 品質管理課	5.10 d)	1	E	参照引用している 7.2 l は削除対象となっている条項で、改訂版の 7.2 l(7.2 m からの変更)は該当していません。	適切な修正意見が出せないため、確認依頼のみとさせていただきます。	△ (7.2 l) 項参照) は削除しました。
10	(株)アイピー エス 品質管理課	7.1 a)	1	E	文言の追記を提案します。 (要求事項を約束というのが分かりにくいように思います。)	「認定の要求事項を継続的に約束し」 ↓ 「認定の要求事項への適合を継続的に約束し」	△ JIS Q 17011 4.2 a) のとおり認定の要求事項を継続的に満たしていることを約束しに変更
11	(株)アイピー エス 品質管理課	7.1 e)	2	E	文言の追記を提案します。 (審査チームが同行することに対して顧客の承諾が必要という観点から。)	「同行することを約束する」 ↓ 「同行することの許可を約束する」	○
12	(株)アイピー エス 品質管理課	7.2 g)	—	Q	「認定の地位の主張に関する本協会の要求事項」について、N410 以外の取り決めがありましたら教えてください。	協会の要求事項が何であるかが明瞭になっていた方が良いと思います。	認定の地位の主張に関する本協会の要求事項は N410、認定契約書 (RFL09)、及び本文書 (RL200) です。
13	(株)アイピー エス 品質管理課	9	1	E	技能試験は削除対象になっていますが、技能試験に関する記載があります。	「又は技能試験の要請」は削除対象ではないかと思います。	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。